

「旅客自動車運送事業運輸規則等の一部を改正する省令(案)」及び「旅客自動車運送事業者に対する違反事項ごとの行政処分等の基準についての一部改正(案)」に対していただいた主なご意見と国土交通省の考え方

	いただいたご意見	国土交通省の考え方
睡眠施設確保の義務付け等	○ツアーバスがほぼ毎日運行されている状況を鑑みて睡眠施設を確保する義務については、恒常的に確保できている状況を明らかにできる証拠が必要である。(契約期間・施設名・契約相手)	毎日睡眠施設の確保が必要な運行を行う場合には、事業者には毎日睡眠施設を確保する義務が生じることとなります。また、確保した睡眠施設は運行指示書等に記載することとし、監査等の時に確認できるようにしています。
	○義務付けの対象となる運行(勤務)形態が夜行運行等、宿泊勤務のバスに限定された内容であるが、日帰りの中距離ツアーバスにも片道4時間程度の形態が存在するため、折り返し拠点(目的地)での仮眠・休憩施設を設ける義務付けを詳細かつ明確に追記していただきたい。	今回は、特に過労運転につながりやすい運行形態として、1日の勤務時間中に勤務を終了できない運行に着目し、安全性の確保の観点から睡眠施設の確保の義務付けを行うこととしたものであり、その点ご理解願います。
	○休憩及び仮眠施設については、企画旅行業者が確保することを規定していただきたい。	過労防止等運行の安全対策は、旅客自動車運送事業者自らが行うべきものと考えます。
乗務記録、運行指示書の記載内容の充実	○恒常的に使用する睡眠宿泊施設の乗務記録、運行指示書への名称及び位置の記載は、略称を使用することを認められたい。	運行管理上適切な確認が可能となるよう記載願います。
	○当社の場合運行指示書および運行記録計等がシステム化されており、記載内容の充実は、手書き部分の増加や、システム変更を要してコスト増になる。	旅客自動車の安全性の確保のための改正であることをご理解願います。
旅客自動車運送事業等報告規則	○輸送実績報告におけるツアーバス引受実績の報告の義務化について、真に統計として必要な事項であるか疑問です。 「旅行者扱い」の回数報告が求められており、それを更に細分化することとなり、業務が煩雑で、事業者の負担となります。例えば、ツアーバスの実績「有・無」を加える程度にはどうか。	今後、ツアーバスに関する安全性確保策を検討・実施するに当たり、ツアーバスの実態把握は必要不可欠であると考えており、運行回数の把握も必要であるためご理解願います。
	○報告書様式の改正は統計業務が煩雑になるのではないか。	同上
違反事項ごとの行政処分等の基準	○睡眠施設の確保義務違反については、乗務を終了する場所等において、必ず睡眠施設等を確保する必要があると考えます。 処分基準の設定は、睡眠施設を確保しているか、未確保かであり点呼の記録義務違反等と違って、基準を割合により設定する必要はないと考えます。	確保率に差のある事業者を同一の処分基準で処分を行うのは適当でないものと考えます。